

○件名

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号の規定に基づき認可金融商品取引業協会の規則を指定する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和二十八年大蔵省令第七十五号）第六条第一項第四号の規定に基づき、認可金融商品取引業協会の規則を次のように指定し、令和四年七月一日から適用する。

令和三年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号に規定する金融庁長官の指定する認可金融商品取引業協会の規則は、「外国証券の取引に関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）とする。